広報
ふちゅう10

目次

2 | 町からのお知らせ
7 | まちのわだい
8 | イクフレ
10 | くらしのガイド
19 | ふるさとふちゅう再発見
図書館からの今月読むならコレ！
休日診療当番医
20 | 向洋駅北口駐輪場リニューアル
わが家のアイドル

広報ふちゅうはLINEでもお届けしています。

府中町ＬＩＮＥ公式アカウントはこちら▶

町の人口

令和６年９月１日現在

人口　52,209人
男　25,621人
女　26,588人
世帯数　23,884世帯

令和６年の火災と救急

令和６年９月１日現在

火災　８件
救急　1,885件

記号・略語の説明

時日時 所場所 内内容 対対象
定定員 持持ってくるもの
¥参加費・料金 講講師・指導
申申し込み方法など
締申込締め切り日 問問い合わせ先
（料金や申し込み方法の記載がないものは無料、申し込み不要。）
㊙「高齢者いきいき活動ポイント事業」対象
ＨＰはホームページを指します。

令和７年度から広報ふちゅう等の配布方法が希望選択制となります

問政策企画課秘書広報係（☎ 286-3127）

●これまで

広報ふちゅう等の行政配布物は、各町内会・自治会の全面的な協力により、各世帯に配布されています。しかし近年、町からの依頼ごとや行政配布物の増加、町内会・自治会活動者の高齢化、共働き世帯の増加などから、町内会の負担は大きくなっており、広報ふちゅう等の配布が負担になっているという声が寄せられています。

坂道や階段が多く、今は何とか配布できているけど今後が不安です。役員のなり手もいなくて困っています。

共働きで仕事終わりからの作業になり、しんどいです。夜に配ることになり、怖い思いもあります。

広報ふちゅう等の配布に何らかの負担を感じているという声がある一方で、配布を通じて、役員のやりがいや見守り機能を果たしているなど、配布業務を続けたいという声も寄せられています。

負担を感じていません。配布委託になると、町内会への関心が低下してしまうのではないかと心配です。

広報の配布を通じて、近隣とのコミュニケーションが取れている部分もあります。

町内会・自治会によってさまざまな事情があるため、現状のような一律の方法で広報ふちゅう等の配布を継続することは難しいことから、今後の配布方法について、町内会・自治会の負担軽減を目的として配布方法の「希望選択制」を実施します。

●令和７年度（２０２５年５月号）から、希望された地域で配布委託が始まります。

令和７年度から町内会・自治会単位での希望選択制で配布委託を実施するため、各町内会長・自治会長に、配布方法の意向調査を実施しました。その結果、42町内会・自治会から配布委託の希望がありました。

※配布委託の対象は、広報ふちゅうと一緒に配られる全戸配布の行政配布物全てとなります。（議会だより、社協だより、県民だより、公衛協だより、健診案内などがあります。）

■広報ふちゅう等の配布委託を希望しますか。

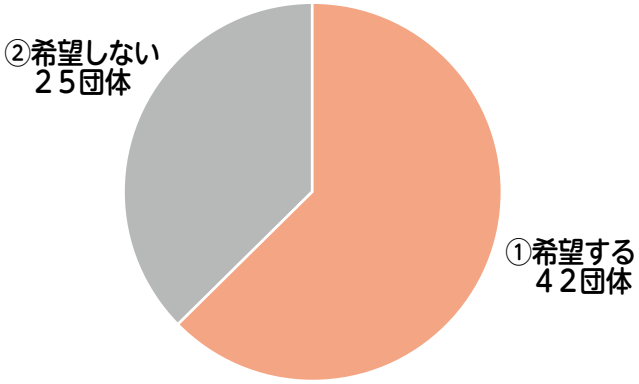

令和６年７月に班長や配布員などの皆様に対して、広報ふちゅう等の配布に関するアンケートを実施しました。さまざまなご意見をいただき、ありがとうございました。アンケート結果については、町ＨＰをご覧ください。

町ＨＰは
こちら▶

①配布委託を選択した町内会・自治会		
江本寺	石井城上	鶴江二丁目
本町四丁目	大須北	大須一丁目
山田	瀬戸ハイム	瀬戸ハイム一丁目
瀬戸ハイム四丁目	沖	市
八幡	八幡四丁目	浜田本町
大通	浜田一丁目	茂陰北
茂陰南	千代北	千代
千代サンシティ	千代東	緑ヶ丘
南府台	鹿籠北	鹿籠上
桃山２区	桃山４区	桃山５区
桃山６区	桃山７区	青崎中第１
青崎中第３	青崎中第４	青崎中第５
青崎東	青崎東サンヒルズ	柳ヶ丘第２
柳ヶ丘第３	柳ヶ丘第４	柳ヶ丘第５
※休会中の青崎中第２町内会・青崎南町内会は配布委託となります。		
②町内会・自治会での配布を選択した町内会・自治会		
桜ヶ丘	清水ヶ丘	御衣尾
五反田	城ヶ丘	石井城下
鶴江一丁目	砂原	辻
本町一丁目	本町五丁目	府中ニュータウン
府中ニュータウン(下区)	大崎	尾首
浜田二丁目	浜田三丁目	浜田四丁目
八幡ライオンズ	ガーデンアクシス	鹿籠下
桃山１区	桃山３区	ジェイグランディア府中向洋
柳ヶ丘第１		

配布委託を選択した町内会・自治会の方へ
委託業者が町内会区域の全世帯に配布します。
※なるべく早い配布を行いますが、最長で約１週間かかる場合がありますのでご了承ください。
※配布されていないなどの問い合わせは直接、政策企画課秘書広報係（☎286-3127）までご連絡ください。

町内会・自治会での配布を選択した町内会・自治会の方へ
これまで通り町内会・自治会から全世帯に配布されます。

※配布方法は年度の途中で変更できませんが、翌年度に向けての希望調査を年１回実施します。
※配布委託では、お届けに最長で約１週間かかる場合があるため、その月の１日から10日までに実施や締切のある記事については、前月号へ掲載します。

今年度から新型コロナ定期接種が始まります
高齢者インフルエンザ・新型コロナ予防接種

町HPはこちら▶

問 健康推進課健康相談係（☎286-3255）

種類・自己負担金

高齢者インフルエンザ	高齢者新型コロナ
1,500円	3,200円

接種期間

令和6年10月1日㈫ ～ 令和7年1月31日㈮

接種回数

1人につき各1回

対象者・接種方法

町内在住で、次の①②のいずれかに当てはまる人

①接種日時点で65歳以上の人

〈町内の医療機関（右表）で接種する場合〉
健康保険証など年齢がわかるものを直接、医療機関へお持ちください。
〈町外の医療機関で接種する場合〉
事前に電話（☎286-3255）・窓口（福寿館）・電子申請（下のQRコードから）のいずれかで、予防接種券と予診票の受け取り手続きを行ってください。

町外接種券発行・自己負担金免除の電子申請はこちら▶
※電子申請は令和７年１月17日㈮まで

②接種日時点で60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級程度）
事前に身体障害者手帳などを健康推進課へお持ちください。

自己負担金免除対象者

町民税非課税世帯または生活保護世帯の方は、
事前申請を行うことで、自己負担金が免除されます。

①本人または同一世帯の人が申請する場合
電話（☎286-3255）・窓口（福寿館）・電子申請（上のQRコードから）のいずれかで申請してください。

②上記以外の人が代理で申請する場合
委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど写真付きの身分証明書があれば1点）を窓口（福寿館）へお持ちください。詳しくは町HPをご覧ください。

- 電話・電子申請の場合、受付から予診票などの書類発送までに２週間程度かかります。
- インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、同時接種が可能です。
- 個別通知は行いませんので、ご注意ください。
- 医療機関での個別接種のみの実施です。集団接種は行いません。

町内の実施医療機関

（注意）予約が必要な場合があります。

医療機関名	電話番号	所在地	インフルエンザ	新型コロナ
大島内科医院	281-8557	浜田本町	●	
太田整形外科	510-5107	大通２丁目	●	●
おかざき脳神経クリニック	581-1001	桃山１丁目	●	
岡原内科皮ふ科クリニック	561-0303	大須１丁目	●	
小山田内科医院	281-0807	鹿籠２丁目	●	●
唐﨑耳鼻咽喉科	284-0333	宮の町２丁目	●	●
こさか内科	281-4482	青崎東	●	
さかの小児科	890-1062	鹿籠２丁目	●（※１）	
しみずハート内科クリニック	283-8010	大須３丁目	●	●（※２）
しらね眼科	581-3383	鶴江１丁目	●	
白根耳鼻咽喉科	510-3322	鶴江１丁目	●	●（※３）
スガタ整形外科医院	285-6522	石井城１丁目	●	●
鈴川内科クリニック	286-0050	山田１丁目	●	●
瀬戸ハイム内科	285-0816	瀬戸ハイム１丁目	●	●
ソレイユ眼科・矯正歯科	561-0123	大須２丁目	●	
高上クリニック	581-5533	浜田３丁目	●	●
ちくいえクリニック	286-7788	本町5丁目	●	●
永田内科医院	285-0808	青崎中	●	●
なんば内科クリニック	282-4511	本町２丁目	●	●
西村内科医院	281-6001	桃山１丁目	●	●
府中みくまり病院	281-2281	みくまり３丁目		●
府中水野皮ふ科クリニック	284-4112	本町１丁目	●	●
細田小児科医院	284-1020	浜田１丁目	●	
前野医院（※要予約）	281-2334	石井城２丁目	●	●
マツダ病院	080-1640-7415	青崎南		●（※４）
みはら内科クリニック	286-1177	大通２丁目	●	●
向洋駅前心療クリニック	286-2335	青崎中	●	
むかいなだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	581-8733	桃山１丁目	●	

（※１）受診歴がある人のみ、（※２）定期通院中の人のみ、（※３）重篤な基礎疾患のない人のみ
（※４）令和６年12月16日以降接種可

65歳以上の皆さんへ 住民税にかかる年金特別徴収（年金からの引き落とし）

問 税務課町民税係（☎ 286-3143）

対象　４月１日現在、公的年金を受給している65歳以上の人

対象者には、６月３日付けで送付している「令和６年度町民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」でお知らせしていますので、年金から引き落としとなる税額などをご確認ください。

（１）新たに年金特別徴収開始となった人・前年度以前に年金特別徴収が停止した人

住民税(年金収入にかかる税額）を、表①のように普通徴収(納付書または口座振替による納付)と年金特別徴収の方法により納付していただきます。

表①

	普通徴収（納付書・口座振替で納付）		年金特別徴収（年金支給の際に引き落とし）		
	６月	８月	10月	12月	２月
税額	本年度の年税額(※)の１/４	本年度の年税額の１/４	本年度の年税額の１/６	本年度の年税額の１/６	本年度の年税額の１/６

※税額とは、公的年金収入の雑所得にかかる額。

（２）前年度に引き続き年金特別徴収となる人

原則として、本年度の住民税も年金から特別徴収します。

表②

	年金特別徴収					
	仮徴収税額			本徴収税額		
	４月	６月	８月	10月	12月	２月
税額	前年度の年税額(※)の１/６	前年度の年税額の１/６	前年度の年税額の１/６	確定した本年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	確定した本年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	確定した本年度の年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

※税額とは、公的年金収入の雑所得にかかる額。

特別徴収の仕組み

４・６・８月の年金からの特別徴収税額は、一括で町から年金支払機関に通知しますが、その時点では本年度の住民税額が決定していないため、４・６・８月の年金からは、暫定的に税額を引き落とします。これを「仮徴収税額」といいます。そして、10・12・２月の年金支給時には、６月に決定した本年度の年税額から「仮徴収税額」を差し引いた残りの税額を引き落とします。これを「本徴収税額」といいます。(表②)

※「介護保険料が年金からの引き落としとなっていない人」「住民税額が老齢基礎年金の額を超える人」などは引き落としの対象となりません。
※この公的年金からの引き落としは住民税の納税方法の一つであり、年税額が変わるものではありません。

調整給付金の受給申請は10月31日㈭までに！

問 府中町コールセンター　☎ 286-3246

対象者には、７月18日付けで通知を送付しています。まだ申請していない人は、お早めに手続きをしてください。

対 令和６年分所得税または令和６年度住民税所得割が課税されている人で、定額減税しきれないと見込まれる人
申 確認書の返送・電子申請
締 令和６年10月31日㈭【当日消印有効】
◆詳しくは町HPをご覧ください。
※期限までに申請のない人は「辞退」とみなされ、本給付金を支給できませんのでご注意ください。

10月は食品ロス削減月間 食べ物のムダをなくしましょう

問 環境課環境衛生係 ☎ 286-3242

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられている食品のことです。食品ロス量は、年間約472万トン（令和４年推計）です。これは、国民一人あたりに換算すると、毎日市販のおにぎりを１個分捨てていることになります。食品ロスが減れば、ムダな買い物が減り家計にやさしく、ごみが少なくなることで、その処分に必要な燃料などが減り、地球にもやさしくなります。

家庭でできる取り組み

・使い切れるだけを買うようにしましょう。
・家にある食品・食材をチェックしましょう。
・食材の保存方法を工夫しましょう。
・野菜など、食材を上手に使い切りましょう。
など